

◎新潟県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

妙高市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 妙高都市計画下水道事業
- (2) 名称 妙高市公共下水道（新井処理区）

3 事業施行期間

昭和55年11月12日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和55年新潟県告示第3040号、昭和58年新潟県告示第886号、昭和63年新潟県告示第964号、平成元年新潟県告示第1427号、平成5年新潟県告示第1696号、平成10年新潟県告示第2312号及び平成19年新潟県告示第710号の事業地のうち、新井市学校町並びに田町1丁目及び2丁目並びに白山町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目並びに上町、栄町、中町、下町、東雲町並びに朝日町1丁目及び2丁目並びに錦町1丁目及び2丁目並びに小出雲1丁目、2丁目及び3丁目並びに渋江町、末広町、中央町、経塚町並びに美守1丁目及び2丁目並びに諏訪町1丁目及び2丁目並びに関川町1丁目、石塚町1丁目、大崎町並びに大字新井字貫ノ木及び字江丸並びに大字小出雲字経塚、字広田、字和田及び字貝破見並びに大字石塚字小谷内、字屏子田及び字石原並びに大字美守字横道及び字卯ノ花並びに大美守字与四郎田並びに大字中川字樋掛、字前田、字藤内、字早稲田、字中縄手、字人公事、字弥彦、字仏塚、字五反田、字須坂、字中嶋、字北畑、字久保川原及び字佛塚並びに大字高柳字木戸脇、字前田、字六十苺、字七十苺、字三反田、字宮ノ木、字川原田、字鳥久保、字三本木及び字五反田並びに大字国賀字玉縄手、字上縄手、字下縄手、字西俣、字前田及び字谷地並びに大字月岡字観音堂、字北江町、字比丘尼、字川原及び字宮ノ前並びに大字栗原字三反田、字昼喰場、字藤六明、字北井町、字柳井田境、字浦川原、字石田、字江下、字塚田、字樋田、字前田、字地蔵留、字観音堂、字国政、字八反田、字広田、字寺田及び字久保並びに大字柳井田字北田、字東沖、字西沖、字川原、字榎木沢、字丸木、字西浦、字浦川原、字南浦、字大坪、字藤六明、字昼喰場、字三反田、字駒形及び字柳町並びに大字上百々字倉田、字与代、字笠木、字前久保及び古屋敷並びに大字広島字古川原、字広田、字鷺沼、字薬師、字万見、字桜田、字蛙田、字中川原、字定地面、字牛坂、字吉川原、字広田及び字藪根並びに大字姫川原字素直田、字地代、字鍛冶屋敷、字姫川、字姫川原、字城下、字浦田、字古金、字大町田、字黒保、字上村、字南田、字北山道、字多門、字永久保、字観音堂、字宮北、字阿弥蛇池、字宮前、字諏訪田、字南山道、字北中江、字掘角力、字江尻、字柳町、字北久保田、字久保田、字油田、字赤坂、字中川原、字大江口、字西江口、字石原田、字塚田、字坂井平、字造道及び字地代川原並びに大字中宿字大門、字柿木町、字蟹沢、字門光、字砂田、字榎木田及び字ウラ田並びに大字堀之内字池ノ平並びに大字岡崎新田字川原、字柳井田境、字浦川原、字四ツ淵、字ハナバ及び字南久保地内を削り、事業地に妙高市広島2丁目を加える。

(2) 使用の部分

昭和55年新潟県告示第3040号、昭和58年新潟県告示第886号、昭和63年新潟県告示第964号、平成元年新潟県告示第1427号、平成5年新潟県告示第1696号、平成10年新潟県告示第2312号及び平成19年新潟県告示第710号の事業地に、妙高市広島2丁目並びに大字広島字薬師及び字万見を加える。